

年休を併用できる？

半日休日出勤の代休と

問

当社では、年次有給休暇の半日単位取得を認めています。土・日曜日が休日としているところ、この前の土曜に半日出勤し、その分半日の代休を与えることとした労働者から、半日年休と組み合わせて丸1日休みにしたいといわれました。代休と年休の併用は可能なのでしょうか。

割増賃金へ留意は必要

答

労基法 39 条の年休は原則 1 日単位ですが、労働者の希望と使用者の同意により半日単位で付与できます。過半数労働組合（ない場合は過半数代表者）と労使協定を結べば、年 5 日まで時間単位の付与も可能です（同 39 条 4 項）。次に、法定外休日の労働に対する代休の付与については、労基法上の規定がなく、労使で自由な取決めが可能とされています。半日単位で付与するのであれば、就業規則等で明確に定めておくのがベターです。なお、週 40 時間超など時間外労働に対する割増賃金には留意が必要です。年休は労働義務がない日に請求する余地がない（昭 24・3・28 基発 1 4 5. 6 号）としていますが、ご質問のケースは、代休を半日取得しても、もう半日には労働の義務があると考えられるため、併用し 1 日休みとすることは可能といえるでしょう。